町道青下花口線改築工事及びこれに伴う附帯工事(兵庫県美方郡温泉町石橋及び岸田地内) に関する事業認定の理由

平成15年10月2日に兵庫県から申請のあった町道青下花口線改築工事及びこれに伴う附帯工事(兵庫県美方郡温泉町石橋及び岸田地内)(以下「本件事業」)という。)に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

## 1 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業のうち、町道青下花口線改築工事(以下「本体工事」という。)は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第4号に掲げる市町村道に関する工事であり、土地収用法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、附帯工事は、本体工事の一部である橋梁架設工事に伴う工事用道路設置工事及び 作業ヤードの設置工事並びに本体工事の一部である擁壁設置工事及び水路設置工事に伴う 床堀工事であり、土地収用法第3条第35号に掲げる施設に関する事業に該当する。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、町道青下花口線(以下「本路線」という。)における兵庫県美方郡温泉町石橋字宮ノ下モ地内から同県同郡同町岸田字前田地内までの延長約2,014.8mの区間(以下「本件区間」という。)に係る改築事業であるところ、本件区間は過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第14条第1項の規定に基き、基幹道路の指定がなされ、同項により、兵庫県は基幹道路に指定された市町村道の新築又は改築を行うことができることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

### (1)申請事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、本件区間に係る安全かつ円滑な交通の確保を目的として、道路構造令(昭和45年政令第320号)第3種第4級の規格に基づき2車線のバイパスを建設する改築事業である。

本路線は、温泉町西部地区の地域ネットワークを形成する路線であり、特に、沿線 にある青下集落にとっては唯一の進入路として非常に重要な路線となっている。

しかしながら、本件区間に係る既存の本路線(以下「現道」という。)の幅員は4mから5mと狭小で、最急縦断勾配が21%の急勾配路線である上、曲線半径7mのヘアピンカーブが連続するなど、道路構造令の規定値を満たさない箇所があり、車両の安全で円滑な通行が困難な状況にある。

さらに、本件区間が存する温泉町は県内でも有数の豪雪地域であるが、現道は狭小な幅員のため、除雪した雪の堆雪スペースがなく、除雪不能路線となっている。このため、冬期の積雪・凍結時には四輪駆動車でさえ通行が難しく、緊急自動車の通行に

も支障をきたしている上、町民バスの遅延、運休により青下集落は事実上孤立状態となる。

また、歩道が未設置であり、歩行者等の交通にも大きな支障が生じている。

本件事業の施行により、線形が良好で縦断勾配も緩和された2車線の道路が整備されることから、安全かつ円滑な交通の確保と沿線集落の冬期孤立状態の解消が図られるものと認められる。

また、歩行者等は現在の道路を利用し、自動車交通はバイパス道路を利用することで、自動車と歩行者の分離が可能となり、歩行者等の交通の安全性向上にも寄与すると認められる。

以上のように、本件事業の施行により得られる利益は相当程度存すると認められる。 (2)申請事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び兵庫県環境影響評価条例(平成9年条例第6号)による環境影響評価の対象事業には該当していない。

また、工事実施にあたっては、低騒音型・低振動型建設機械を使用し、騒音・振動を抑制する対策を講じており、法面工においては、吹付岩盤緑化工法を採用し、修景・環境緑化を図っていることから、沿道の生活環境及び自然環境に与える影響は小さいと考えられる。

以上のように、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものであると判断される。

## (3)代替案の比較について

本件区間の道路の改築方法としては、本件事業のバイパス方式によるほか、現道拡幅方式が考えられる。

まず、現道拡幅方式によると、現道が急峻な山岳地にあり、急勾配とヘアピンカーブが連続する区間であることから、道路構造令の規定値を満たした道路改良を行うことはできない。

また、青下地区から本路線を鳥取側に向かい、県道若桜温泉線を通って起点の交差点に達する現道拡幅案も考えられるが、この案は約4,300mの改築を必要とする上、急峻なV字谷の中腹を岸田川と並行して走る県道を拡幅することとなり、地形上、施工が困難であり、経済性にも劣る。以上のことから、現道拡幅方式による改築は明らかに合理性を欠き、採用できない。

次に、バイパス方式としては、地形に沿って橋梁などの構造物延長を短くおさえ、 完全なバイパスで青下地区に達する本件事業手法のほかに、以下の3案が考えられる。

- 一部バイパス・現道拡幅併用案(線形重視)
- 一部バイパス・現道拡幅併用案(延長重視)

バイパス案(線形重視)

の案は、橋梁部の線形を重視し、かつ、現道を極力利用した案である。本案によると、橋梁部の線形が良好で、本件事業と比較して潰地面積が少ないという利点はあるが、現道拡幅部の施工に通行止めが必要なため住民生活に影響を与え、橋梁などの構造物延長が長いため施工に時間を要し、事業費は最も高額となる。

の案は、橋梁部の延長を短くおさえ、かつ、現道を極力利用した案である。本案に

よると、本件事業と比較して潰地面積が少なく、 及び 案と比較して橋梁延長が短いという利点はあるが、現道拡幅部の施工は通行止めが必要なため住民生活に影響を与え、事業費は二番目に高額となる。

の案は、橋梁部の線形を重視し、かつ、現道拡幅部の通行止め施工をバイパスで 回避した案である。本案によると、橋梁部の線形が良好で、住民生活に与える影響 が小さいという利点はあるが、橋梁などの構造物延長が長いため施工に時間を要し、 本件事業と比較して事業費が高額となる。

以上のように、地形条件を踏まえ、地域の土地利用の状況、潰地及び移転・除却を要する支障物件の量的な多少、工事施工の難易度、事業費等を検証し、社会的、技術的及び経済的な面から総合的に検討すると、本件事業の手法が最も合理的であると認められる。

## (4)比較衡量

(1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(3)で述べたように、本件事業の手法は合理的であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

## (1)申請事業を早期に施行する必要性

現道は、これまで述べてきたように、幅員が狭小で線形も不良な上、歩道が未設置な状況にある。特に、冬期には除雪不能なことから脱輪事故も多発しており、歩行者等がまきこまれる可能性が高いことを踏まえると、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

### (2)起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等の規格に基づく必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、本体工事により恒久的に設置される施設の範囲にとどめられており、使用の範囲も附帯工事として一時的に必要な工事用道路設置工事、作業ヤードの設置工事及び床堀工事の範囲に限られてれていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

# (3)収用し又は使用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本件事業は、土地を収用し又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

1から4までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の 認定をするものである。